



平成31年度税制改正の概要

税制改正大綱の中で、2019年10月に消費税率の引き上げを“確実に”行うことが明記されました。税率引上げにより自動車取得時の負担、あるいは自動車ユーザーの負担が増えることを考慮し、エコカー減税や自動車税のグリーン化特例等の大幅な見直しが行われることになりました。

■ 自家用乗用車(三輪の小型自動車を除く)に係る種別割の税率

総排気量	現行	改正案
1,000cc 以下	29,500円	25,000円
1,000cc 超 1,500cc 以下	34,500円	30,500円
1,500cc 超 2,000cc 以下	39,500円	36,000円
2,000cc 超 2,500cc 以下	45,000円	43,500円
2,500cc 超 3,000cc 以下	51,000円	50,000円
3,000cc 超 3,500cc 以下	58,000円	57,000円
3,500cc 超 4,000cc 以下	66,500円	65,500円
4,000cc 超 4,500cc 以下	76,500円	75,500円
4,500cc 超 6,000cc 以下	88,000円	87,000円
6,000cc 超	111,000円	110,000円

※2019年10月1日以後に新車新規登録を受けたものから適用

エコカー減税

■ 自動車重量税

適用期限：2021年4月30日まで延長

	2020年度燃費基準(ガソリン車・LPG車)						電気自動車
	達成	+10%	+20%	+40%	+50%	+90%	
軽減割合	▲25%	▲25%	▲50%	免税	免税	免税	免税

■ 自動車取得税

適用期限：2019年9月30日まで延長

	2020年度燃費基準(ガソリン車・LPG車)					電気自動車
	達成	+10%	+20%	+30%	+40%	
軽減割合	▲20%	▲25%	▲50%	▲50%	非課税	非課税



自動車税のグリーン化特例の見直し

自家用自動車に係るグリーン化特例の適用対象が、電気自動車等(電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、軽油自動車)に限定されます。

2019・2020年度に新車新規登録を受けた自動車		
区分	軽減率	
乗用車	▲75%	電気自動車等
		適用対象から除外
軽自動車	▲75%	電気自動車等
		適用対象から除外

機械装置等の投資減税の延長

青色申告の一定の中小企業等が取得・使用した一定の機械装置等について、30%の特別償却又は7%の税額控除ができる特例措置が2021年3月31日まで延長されます。

対象となる設備

- ・機械及び装置(160万円以上)
- ・測定工具及び検査工具(120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上)
- ・一定のソフトウェア(70万円以上、複数合計70万円以上)
- ・貨物自動車(車両総重量3.5t以上) ・内航船舶(取得価格の75%)

利益改善等の指導を要件に追加

商業・サービス業を営む中小企業等が経営改善指導に基づいて取得・使用した経営改善設備に対して、30%の特別償却又は7%の税額控除ができる特例措置について下記要件を追加したうえ、適用期限が2021年3月31日まで延長されます。

追加の要件

経営改善設備の投資計画において、本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって「年間2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれる事」について認定経営革新等支援機関などの確認を受けること

経営力向上計画に基づく設備投資減税の延長

中小企業等経営強化法による認定を受けた経営力向上計画に基づく設備投資について、即時償却又は10%の税額控除ができる特例措置が2021年3月31日まで延長されます。

生産性向上設備(A類型)

- 【要件】 ①経営強化法の認定
②生産性が旧モデルで年平均1%以上改善する設備
- 【対象設備】 ◆機械装置(160万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上)
◆測定工具及び検査工具(30万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)
◆器具備品(30万円以上)

収益力強化設備(B類型)

- 【要件】 ①経営強化法の認定
②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
- 【対象設備】 ◆機械装置(160万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上)
◆工具(30万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)

中小企業者等に対する軽減税率の延長

■ 中小企業等の法人税

所得金額	2018年4月1日～ 2019年3月31日	2019年4月1日～ 2020年3月31日	2020年4月1日～ 2021年3月31日	2021年4月1日～
年800万円以下の金額		15%		19%
年800万円超の金額			23.20%	

※軽減税率の適用期限が「2021年3月31日までに開始する事業年度」まで延長されます。

■参考: Bizup 『タックスレポート 平成31年度税制改正』

～顧問先のご紹介～

M' z 様

～ たくさんの方にご愛顧いただき ありがとうございました～



閉店のお知らせ

いつもご愛顧いただき、ありがとうございます。
このたびM' z (エムズ) は、2019年4月30日をもって、閉店することとなりました。
これまでの皆様からのご支援、心より感謝申し上げます。
なお、4月30日までは通常通り営業いたします。
皆様にご満足頂けるよう一層の努力をして参りますので是非当店へ足をお運びいただけましたら嬉しく存じます。

桐生市本町5-64-1
電話 0277-22-6588
営業時間 20時～

